

インボイスってなに？

～慌てずに対応を！～

消費税が平成元年4月1日に一律3%で導入され、数回の改正を経て令和元年10月に10%と軽減税率8%の税率改正。そして今年の10月にインボイスの登録が始まります。この制度の本格導入により、免税事業者の取引からの排除及び取引価格の値引き等が指摘されています。免税事業者で既存の取引に影響のある事業者は、具体的な対処方法の検討が必要だと考えています。登録申請に関しましては、あわてずに対応しましょう。今回はこの制度についてお話をさせていただきます。

現行の消費税

現行の消費税の基本的な計算方法は、売上から計算される消費税額から、仕入から計算される消費税を差引した金額が納める消費税額になります。この仕入から計算される消費税(これを仕入税額控除と

いいます)は、仕入先が課税事業者であっても、免税事業者であっても同様の取扱いで差引くことができます。また仕入に関する帳簿の保存は区分記載請求書等になっております。(2頁下部図参照)

インボイス制度とは

インボイス制度は、複数税率に対応したものとして導入される消費税の仕入税額控除の方式です。この制度のもとでは、買手側が仕入税額控除の適用を受けるためには、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付するインボイス等の保存が必要となります。

また、適格請求書発行事業者(売手側)においても、課税事業者である取引の相手方からの求めに応じてインボイスを交付する義務と、その写しを保存する義務が課されています。

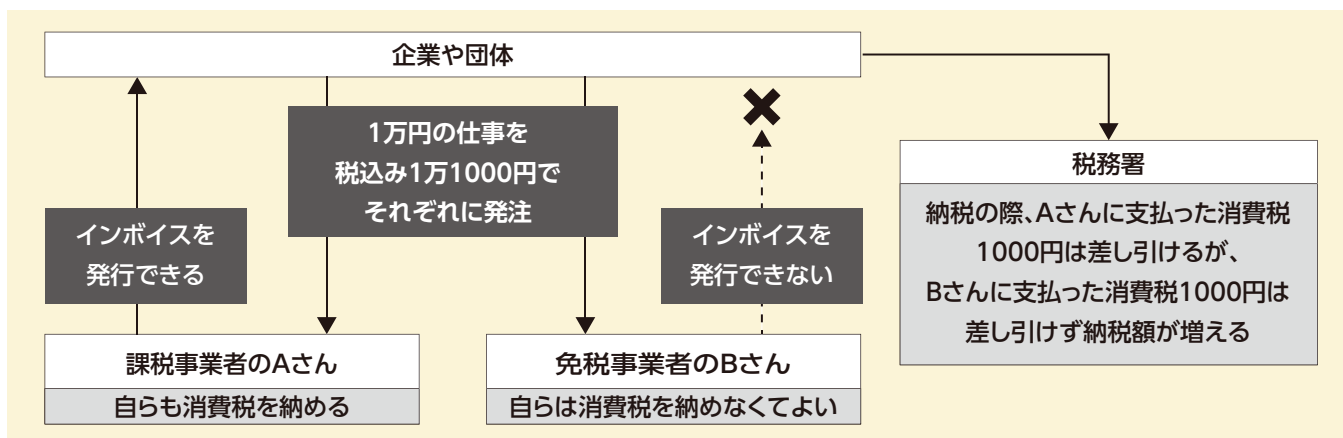
なお、適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合でも免税事業者にはならず、消費税の申告義務が生じるので注意が必要です。

また、免税事業者が登録事業者として登録を受けるには、登録申請書の提出に加えて「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必須となります。

(令和5年10月1日を含む事業年度については特例があります。)

- 免税事業者**とは、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、その期間における消費税の納税義務は免除され、その事業主の事をいいます。
- 基準期間**とは、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。
- 課税売上高**とは、消費税が課税される取引の売上金額の合計額をいいます。
- 簡易課税制度**とは、消費税額の計算方法の1つ。一定の要件を満たした場合であれば、実際の仕入の消費税額を計算することなく、売上高のみで消費税額の計算を行うことができる制度。

インボイス制度導入後の取引に対する影響



現在は、課税事業者（Aさん）からでも免税事業者（Bさん）からでも仕入税額控除ができますが、インボイス制度導入後は、インボイスの発行ができない免税事業者（Bさん）からは仕入税額控除ができず、納税額が増えるため、取引先から外されてしまう恐れがあります。その為、Bさんは免税事業者から課税事業者への変更も可能ですが、これまで払っていなかった消費税を納めることになるため、その分利益は減ってしまいます。

企業や団体の取引先が簡易課税制度を選択している場合は、インボイスなどの請求書の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。したがって、仕入先が適格請求書発行事業者かどうかは関係なく、インボイス制度導入によって簡易課税制度選択している場合は納税額に影響はありません。

一方で、課税事業者である取引の相手方からの求めに応じてインボイスを交付する義務は課されます。

請求書記載事項の比較 ～適格請求書はどの様になるのか？～

インボイス制度の請求書は以下3項目が追加になります。

- ①適格請求書発行事業者の登録番号
- ②適用税率
- ③税率ごとに区分した消費税額等

| ● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較 | |
|--|---|
| <区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月 | <インボイス> 令和5年10月~ |
| <p>請求書</p> <p>〇〇株式会社 株式会社△△</p> <p>●年●月●分</p> <p>■月▲日 割りばし 550円 ■月▲日 牛肉 ※ 5,400円</p> <p>合計 43,600円 (10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円)</p> <p>※は軽減税率対象</p> | <p>請求書</p> <p>〇〇株式会社 株式会社△△ (1,1234~)</p> <p>●年●月●分</p> <p>■月▲日 割りばし 550円 ■月▲日 牛肉 ※ 5,400円</p> <p>合計 43,600円 10%対象 22,000円 内税 2,000円 8%対象 21,600円 内税 1,900円</p> <p>※は軽減税率対象</p> |
| <p>【記載事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 請求書発行事業者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨) ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 | <p>【記載事項】</p> <p>区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 登録番号 (課税事業者のみ登録可) ② 適用税率 ③ 税率ごとに区分した消費税額等 |

出典「令和3年10月1日から登録申請書受付開始！（リーフレット）」国税庁

※登録事業者でない事業者または免税事業者が上記の消費税相当額を記載した請求書等を発行した場合は、インボイス類似書類の発行として罰則規定が適用される可能性があるため、注意が必要です。

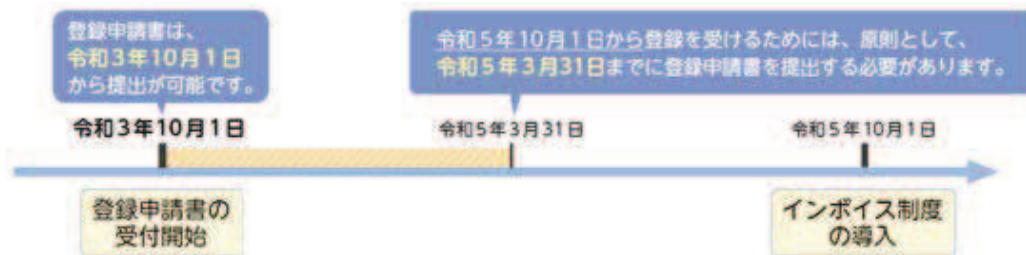
導入までのスケジュール

登録を受けようとする事業者は、「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下、「登録申請書」)の提出が必要となります。

インボイス制度が導入される令和5年10月1日から適用を受けるには、困難な事情がある場合を除いて、

原則として令和3年10月1日から令和5年3月31日までの間に登録申請書を提出する必要があります。

現在、消費税の課税事業者であっても、登録事業者になろうとする場合には、登録申請書を提出しなければなりません。



出典「令和3年10月1日から登録申請書受付開始! (リーフレット)」国税庁

免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置

区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、右記の表の割合に従って一定の仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

| 期 間 | 割 合 |
|-------------------------|-------------|
| 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで | 仕入税額相当額の80% |
| 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで | 仕入税額相当額の50% |

インボイス制度導入により税額へどのような影響がでる？

消費税額の計算は、通常は次のように計算します。「売上に係る消費税額-仕入等に係る消費税額」(簡易課税制度を選択している事業者を除く。)しかし、イン

ボイス制度が導入されると、仕入等に係る消費税額として認識できる消費税額が、インボイスを発行できる事業者への支払いのみに制限されます。

| | | | | | |
|---------------------------|--------------------|---|--|---|--------------------|
| インボイス導入前の 計算方法 | 売上に係る消費税額 200万円 | — | 仕入に係る消費税額 100万円 | = | 納付すべき消費税額 100万円 |
| インボイス導入後の 計算方法 | 売上に係る消費税額 200万円 | — | 仕入に係る消費税額 インボイス登録事業者への支払50万円 登録していない事業者への支払50万円 | = | 納付すべき消費税額 150万円 |

このように、インボイス制度導入前はどのような事業者に支払ったか関係なく消費税額の計算ができます。しかし、インボイス制度導入後はインボイスを発行している事業者からの仕入でないと、仕入等に係る消費税額として消費税額を控除することがで

きません。これは材料費や外注費だけでなく、消耗品費、交際費、地代家賃、通信費など全ての経費が対象になります。したがって、インボイス制度導入により、消費税の納税額が増加するケースが想定されます。

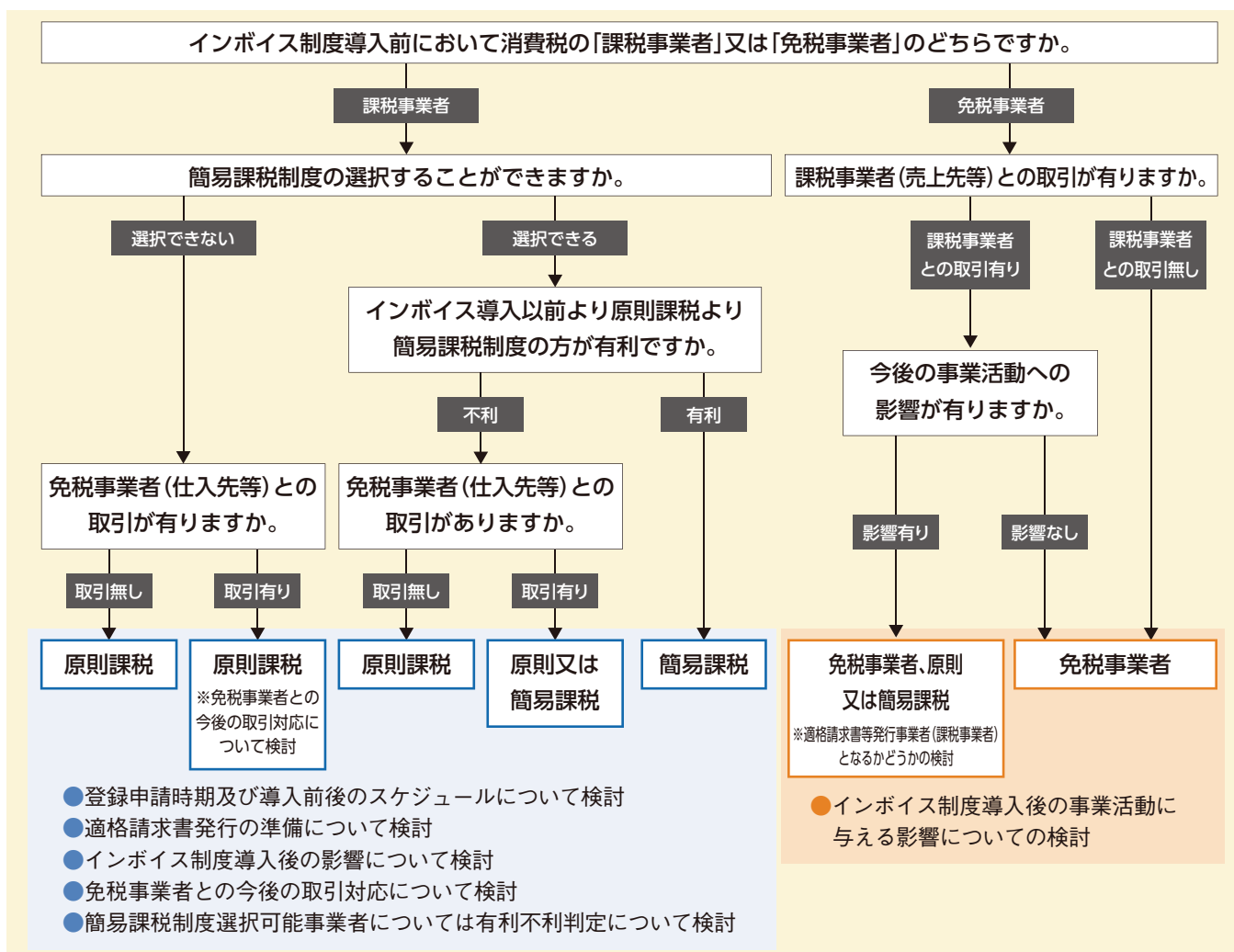
インボイスの交付が困難な取引

前述のとおり、インボイスを発行している事業者からの仕入でないと、仕入等に係る消費税額として消費税額を控除することはできません。しかし、インボイスの交付を受けることが困難な以下の取引(一部抜粋)

- 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- 自動販売機や自動サービス機により行われる商品の販売等（3万円未満のものに限ります。）
- 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）
- 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当
- 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営んでいる場合で、インボイス登録事業者でない者から棚卸資産を取得する取引

は、インボイスが無くても、帳簿に一定の事項を記載することで仕入等に係る消費税額として消費税額を控除することができます。

インボイス制度導入における検討事項確認表



最後に

インボイス制度導入における適格請求書発行事業者の登録申請は令和3年10月1日からとなっていますが、実際にインボイス制度が導入されるのは令和5年10月1日より導入予定となっています。インボイス制度の導入までは期間が有りますので対応を急ぐ必要はありませんが、インボイス制度導入により取引に影響を及ぼすことは必至です。

課税事業者と免税事業者では検討事項は異なりますが、インボイス導入までの間に十分な検討が必要になりますので、現状における取引内容等を踏まえてご準備頂き、各ページの記載内容をインボイス導入における検討材料としてご活用いただくと幸いです。

また、当該インボイス制度の内容につきましては、2021年8月時点における内容となっており、今後追加の措置等が予測されます。適時最新の情報をご案内いたしますので、ご確認下さい。